○農林水産省告示第四百十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十八条の二第二項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百六十五号（漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の農林水産大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
トン数区分	漁船船主責任保険純保険料率	トン数区分	漁船船主責任保険純保険料率
無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船		無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	
保険金額		保険金額	
一千万円	○・○二一〇〇％	一千万円	○・○二二〇〇％
二千万円	○・○一六五〇％	二千万円	○・○一七〇〇％
三千万円	○・○一四〇〇％	三千万円	○・○一五〇〇％
五千万円	○・○一〇八〇％	五千万円	○・○一一〇〇％
一億円	○・○〇五九〇％	一億円	○・○〇六〇〇％
二億円	○・○〇三〇五％	二億円	○・○〇三一五％
三億円	○・○〇二一〇％	三億円	○・○〇二二〇％
四億円	○・○〇一六五％	四億円	○・○〇一七〇％
五億円	○・○〇一三六％	五億円	○・○〇一四〇％
六億円	○・○〇一一五％	六億円	○・○〇一二〇％
十億円	○・○〇〇七二％	十億円	○・○〇〇七四％
総トン数五トン以上十トン未満の動力漁船		総トン数五トン以上十トン未満の動力漁船	
二千万円	○・○四四〇〇％	二千万円	○・○四八〇〇％
三千万円	○・○四〇〇〇％	三千万円	○・○四四〇〇％
五千万円	○・○四〇二〇％	五千万円	○・○四三八〇％
一億円	○・○二六九〇％	一億円	○・○二九三〇％
二億円	○・○一五〇〇％	二億円	○・○一六四〇％
三億円	○・○一〇八〇％	三億円	○・○一一八〇％
四億円	○・○〇八三五％	四億円	○・○〇九一五％
五億円	○・○〇六九〇％	五億円	○・○〇七五四％
六億円	○・○〇五九〇％	六億円	○・○〇六四五％
十億円	○・○〇三六四％	十億円	○・○〇三九八％
総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船		総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船	
三千万円	○・一一一〇〇％	三千万円	○・一一八〇〇％
五千万円	○・○七八二〇％	五千万円	○・○八三〇〇％
一億円	○・○四七五〇％	一億円	○・○五〇五〇％
二億円	○・○三〇九〇％	二億円	○・○三二八五％
三億円	○・○二二七〇％	三億円	○・○二四一〇％